

平成30年度第3回千葉県国民健康保険連携会議 議事要旨

平成31年1月24日(木)
千葉県教育会館本館608会議室
午前10時から午前11時まで

議題(1) 確定係数に基づく国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定結果について

資料1-1～資料1-5について説明。
質疑等なし。

議題(2) 千葉県の国民健康保険の運営の状況等について

資料2-1～資料2-2について説明。

(委員) 資料2-1の6で国保運営作業部会についての記述があるが、本連携会議と作業部会との役割分担等についての記述があっても良いのではないか。

(事務局) 作業部会では担当レベルで具体的な事務等について調整し、その後連携会議で委員に協議いただいた上で合意形成を図っていくものと認識しているので、今後の説明方法等については調整する。

議題(3) その他

資料3、資料4について説明。
質疑等なし。

その他質疑等

(委員) 来年度以降の算定における診療費の見込み方について、どのように考えているか。

(事務局) 本年度の算定における診療費の推計では、国から示された方法を採用するとやや過大な伸び率が算出されるといった理由等で、市町村と協議等しながら県としての推計診療費を見込んだ経緯がある。

一方で、来年度も国から推計方法等が示されることが見込まれるので、それも踏まえたうえで、近年の医療費の動向や、今回採用した推計方法等を総合的に勘案し、市町村と協議しながら推計していくものとする。

(委員) 現在のところ、激変緩和措置は平成35年度まで行うとしているが、それ以降の見込みについてはどうか。

（事務局）現在は国保運営方針の対象期間と合わせて平成35年度までを当面の激変緩和措置の対象期間としているが、平成32年度分の算定から前期高齢者交付金等の精算も含めた県単位化が始まり、その結果として今後の国保財政や激変緩和措置の見通しについても新たに見えてくる部分があると考えている。

その状況等を踏まえたうえで、国保運営方針の見直し等のタイミングで激変緩和措置の継続の是非については判断していくものと考えている。

以 上